

平成31年第1回臨時会

# 天栄村議会会議録

平成31年1月25日 開会

平成31年1月25日 閉会

天栄村議会

## 平成31年第1回天栄村議会臨時会会議録目次

### 第1号（1月25日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	16

第 1 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成31年第1回天栄村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成31年1月25日（金曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長議会招集挨拶  
日程第 4 議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 7 議案第4号 平成30年度天栄村一般会計補正予算について  
日程第 8 議案第5号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第 9 議案第6号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について  
日程第10 議案第7号 平成30年度天栄村水道事業会計補正予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 君 副 村 長 森 茂 君

参事兼 清 淨 精 司 君 住民福祉 熊 田 典 子 君  
総務課長 建設課長 内 山 晴 路 君  
課 長

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 伊 藤 栄 一 書 記 星 千 尋  
議事會 事務局長  
書記 大須賀 久 美

---

### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 本日は公私ともにご多忙のところ、平成31年第1回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成31年第1回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成31年第1回天栄村議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 後 藤 修 君

1番 北 畠 正 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、小山克彦君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成31年天栄村議会第1回臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1月25日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長議会招集挨拶

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、ここで村長より平成31年第1回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに平成31年天栄村議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は7議案をご提案いたしましてご審議を願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に基づき、期末、勤勉手当等の支給率を改正するため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 平成30年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出それぞれ49億7,726万1,000円とするものであります。

議案第5号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、診療施設勘定において、歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。

議案第6号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。

議案第7号 平成30年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出のうち、収益的支出を補正するものであります。

以上ご提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成31年1月25日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の挨拶を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 1ページをお願いいたします。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年1月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

第8項、平成30年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

第2項、この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております議案説明資料の1ページをご覧ください。

新旧対照表の下の段が現行、上が改正案です。

第5条の期末手当の率を改正するものでございます。

国家公務員に対する人事院勧告、そして県職員に対する県人事委員会勧告の内容を受けて、議会議員の期末手当について、6月期の支給割合100分の157.5、12月期の支給割合100分の167.5をそれぞれ100分の165に改定し、年間で0.05月分の引き上げを行い、年間支給割合を3.30月分にするものであります。

現行6月期につきましては1.575月でございますが、0.075月分を増額いたしまして、改正後1.65月分となります。

また、12月期につきましては、現行1.675月分でございますが、こちらは0.025月分を減額しまして1.65月、6月と12月期同じ割合とするものでございます。

そして、合計で3.25月が3.30月ということで、0.05月の増となるものでございます。

なお、平成30年12月期に支給する期末手当につきましては、100分の167.5を100分の172.5とし、0.05月分の引き上げを行うものであります。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 4ページをお願いいたします。

議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年1月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

第12項、平成30年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附則。

（施行期日等）

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

第2項、この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の村長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております議案説明資料の3ページをお開き願います。

第3条第2項の期末手当の率を改正するものでございます。

ただいまご議決をいただきました議案第1号と同様、国家公務員に対する人事院勧告、そして県職員に対する人事委員会勧告の内容を受け、村長等の期末手当についても年間で0.05

月分の引き上げを行い、年間支給割合を3.30月分にするものであります。

よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定しました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 6ページをお願いいたします。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年1月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「4万6,300円」を「5万9,900円」に改める。

第18条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

第3項、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあ

るのは100分の70とする。

第19条第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附則第15項中「100分の0.81」を「100分の0.8325」に、「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

8ページから10ページが別表第1で、改正後の行政職の給料表となります。

11ページから13ページが別表第2で、改正後の医療職の給料表となります。

14ページをお願いいたします。

附則。

(施行期日等)

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項第2号の改正規定、第18条第2項及び第3項の改正規定、第19条第2項第1号及び第2号の改正規定、附則第15項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

第2項、この条例（別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成30年4月1日から、この条例（附則第3項の規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日からそれぞれ適用する。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当の特例)

第3項、職員の給与に関する条例第19条第1項の規定に基づいて職員が平成30年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する同条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の90」とあるのは「100分の95」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」とし、附則第15項の規定の適用については、同項中「100分の0.81」とあるのは「100分の0.855」と、「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

(給与の内払)

第4項、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(村長への委任)

第5項、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料の4ページをお開き願います。

議案第1号、第2号同様、国家公務員に対する人事院勧告、そして県職員に対する県人事委員会勧告の内容を受けて、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものは4点でございます。

1点目は、第11条第2項、通勤手当の限度額の改正です。

自動車を使用して通勤する職員に支給する通勤手当の上限を、これまで80キロメートル以上4万6,300円となっておりましたが、改正後96キロメートル以上5万9,900円に改め、平成31年4月1日から施行するものです。これまで通勤手当を支給する通勤距離は、片道80キロメートル以上が上限でありましたが、今回85キロメートル以上90キロメートル未満、90キロメートル以上95キロメートル未満、95キロメートル以上と新たな3つの区分が追加され、上限が95キロメートル以上5万9,900円となったものであります。

なお、天栄村の職員については、ここまでの距離の職員はおりません。

2点目は、第18条第2項、期末手当の支給割合の改正です。

現在、6月期の支給割合が100分の122.5、12月期の支給割合が100分の132.5となっておりますが、6月期、12月期とも100分の127.5に改め、同じ割合にするものであります。この改正による年間支給割合の変更はございません。

3点目は、第19条第2項、勤勉手当の支給割合の改正です。

支給割合を100分の90から100分の92.5へ改定し、年間で0.05月分の引き上げを行い、年間支給割合を1.85月分にするものであります。

なお、平成30年12月期に支給する勤勉手当につきましては、100分の90を100分の95とし、0.05月分の引き上げを行うものであります。

4点目は、給料表の改正で、本村行政職の場合、1級から4級までの若年層が引き上げの対象となります。

6ページ、7ページ、8ページ、9ページまでが一般行政職、10ページから12ページまでが医療職の給料表の新旧対照表でございます。

行政職につきましては、1級の主事で月額200円から1,000円、2級の副主査で500円から900円、3級の主査、主任主査で100円から400円、4級の係長で100円の引き上げとなります。

施行時期は附則第2項によりまして、昨年4月にさかのぼっての適用となります。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第4号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 15ページをお願いいたします。

議案第4号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村一般会計の補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,726万1,000円とする。

平成31年1月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

19ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額400万円。見込みによる増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、議案第1号、2号、3号で議決をいただきました条例の改正分を補正予算として計上したものでございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額20万2,000円。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、それぞれ人勧等によります補正でございます。以下2款総務費から29ページ教育費まで各目において2節、3節、4節の人件費分の補正を行うものであります。

29ページをご覧願います。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額60万3,000円。

以上でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第5号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 30ページをお願いいたします。

議案第5号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 診療施設勘定の歳入歳出予算の総額4,974万5,000円のうちで、歳出を補正する。

平成31年1月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

32ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

こちらは先ほどご議決いただきました、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正となります。

診療施設勘定、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額2万7,000円。条例改正に伴う人件費の増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額2万7,000円の減。人件費の増に伴う予備費の減額でございます。

以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第6号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第6号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。



平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額2億1,463万1,000円のうちで、歳出を補正する。

平成31年1月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

35ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2万8,000円。2節、3節、4節の給与等の改正に伴う増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額2万8,000円の減。こちらは職員手当の調整によるものでございます。

説明は以上です。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第7号 平成30年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） 議案第7号 平成30年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 平成30年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額3万1,000円の増。

第4項予備費、補正予算額3万1,000円の減。

平成31年1月25日提出、天栄村長、添田勝幸。

38ページをお願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、先ほどご議決をいただきました議案第3号の条例改正に伴うものでございます。

（収益的収入及び支出）

支出、1款水道事業費、1項営業費用、4目総係費、補正予算額3万1,000円。1節、2節、4節の給与の改正に伴う増でございます。

4項予備費、1目予備費、補正予算額3万1,000円の減。こちらは給与等の調整分となります。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

平成31年1月25日招集の平成31年第1回天栄村議会臨時会の会議に付託された事件は全て終了いたします。

これにて平成31年第1回天栄村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまです。

(午後 2時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 3月29日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 後 藤 修

署 名 議 員 北 畠 正

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1月25日	原案可決
2号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1月25日	原案可決
3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1月25日	原案可決
4号	平成30年度天栄村一般会計補正予算について	1月25日	原案可決
5号	平成30年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	1月25日	原案可決
6号	平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	1月25日	原案可決
7号	平成30年度天栄村水道事業会計補正予算について	1月25日	原案可決